

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事		平成 18 年		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)		
京都府舞鶴市字浜 1 0 3 5 番地		国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院 院長 多々見 良三 電話 0 7 7 3 - 6 2 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	一般病院			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成 1 8 年 4 月 ~ 平成 2 0 年 3 月			
基本方針	エネルギー排出量の削減、産業用廃棄物の削減等、地球温暖化防止に向け、実用性の高い省エネルギー対策を推進することにより、エネルギー消費量の確実な削減を実現する。			
推進体制	省エネルギー推進委員会を設置し、各部署に応じた具体的な実施計画を策定する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18から19年度		空調温度を出来る限り夏期28℃・冬期20℃に、冷温水温度を夏期10℃・冬期5℃、冷暖房運転開始終了時間をそれぞれ1.5分短縮、不要時の照明器具の消灯、個別空調の停止。	
	18から19年度		省エネルギー機器や高効率機器の検討及び採用。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	3,883 t	3,844 t	-1.0 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 3,883 t	*2 3,844 t	-1.0 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)		
		取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量) t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m <sup>3</sup>	(削減量) t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量) t
		(熱供給量)	GJ	(削減量) t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量) t
削減量等合計			*3 t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1	基準年度(実績) 3,883 t	目標年度(計画) 3844.0 t	削減率(計画) -1 %
特記事項	平成17年度実績と比較して、本年18年度は診療科の増加による患者数の増加や、それによる手術数の増加・職員数の増加等同条件ではなく単純に比較することは困難。また、平成19年度より、新病棟建築工事・病棟改修工事が5カ年計画で行われ、建物の解体による延べ床面積の減少や、新築工事による延べ床面積の増加、診療科の増加や病床数の増加等により、17年度・18年度と比較することが困難な状況にあるが、次の対策を実施する。 1、病棟新築設計段階から、省エネルギー機器や高効率機器の採用の検討。 2、単純比較は困難な状況であるので、延べ床面積(m <sup>2</sup> )に対するエネルギー使用量(MJ)の原単位(17年度原単位は3432(MJ/m <sup>2</sup> ・年))で1%の削減を設定する。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。